

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二百二十二条第一号の二及び第二号の二、第五百五十二条の二の三第一号ハ及び第二号ハ、第五百五十二条

の二の二十一第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項及び別表第四役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号及び別紙様式第六号記載上の注意1. (1)中「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第九号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第

5号」に改める。

別紙様式第十号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第3項第1号」を「第27条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十一号記載上の注意に次のように加える。

8 労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意を次のように改める。
(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申

請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号の記載上の注意「中「労働金庫法（以下「法」という。）」や「法」以外の「をいう。」や「をいう。以下同じ。」に記載する。

別紙様式第十四号の「印」を記し、同様の「代表者氏名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第3項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、

又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号1記載上の注意中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

- 4 労働金庫法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式の「氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

- 3 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号3(1)記載上の注意1中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3 労働金庫法（以下「法」という。）第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号3(1)記載上の注意1中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」と改める。

別紙様式第十八号記載上の注意に次のように加える。

8 労働金庫法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

(労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正)

第二条 労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内
厚生

閣府
令第七号）の一部を次のように改正する。
労働省

様式第一中「代表者の氏名

印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中2. を削

り、3. を2. とし、2. の次に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三中「代表者の氏名

印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中1. を

削り、2. を1. とし、3. を2. とし、2. の次に次のように加える。

3. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載

することができる。

様式第七（備考を除く。）中「㊦」を削り、同様式備考中1.を削り、2.を1.とし、1.の次に次のように加える。

2. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条 労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣厚生労働省

府令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一（記載上の注意を除く。）中「㊦」を削り、同様式の「第8 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.を次のように改める。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第二（記簿上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第10 財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）」の次の記簿上の注意²。(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記簿上の注意²。(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記簿上の注意²に次のように加える。
- (3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第三（記簿上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第10 財務の健全性及び業務の健全か

つ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、回巻式の「第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第五（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第六（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意2. を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13

に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
様式第七(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等(労働金庫等)に限る。以下同じ。)の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第八(記載上の注意を除く。)中「印」を削り、同様式の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。)」の次の記載上の注意² (1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意² (2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意²に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。様式第九（記載上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関（労働金庫に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十（記載上の注意を添へ。）中「印」を削り、同様式の「第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の次の記載上の注意²を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等（労働金

庫等に限る。以下同じ。)及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一(記載上の注意を送く。)中「印」を印し、同様記載上の注意2.を次のように改める。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一記載上の注意9.中「記載するとともに」や「記載するとともに」に改める。

様式第十一の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意2.を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十三の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の括弧の次に次のように加える。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十四記載上の注意2. を次のように改める。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。